

株式会社植村組 一般事業主行動計画

【次世代育成支援対策推進法】

社員がもっと子育てにかかわることができるよう、社員全員を含めた働き方の見直しを行う。

1. 計画期間 令和7年5月1日～令和9年4月30日迄の2年間

2. 内 容

目標1 男性の育児休暇取得を25%以上にする。

＜ 対策 ＞

◎令和7年5月1日～ 育児休暇期間中の代替要員の確保や業務体制の見直しを行う

◎令和7年5月1日～ 配偶者が出産した男性社員も対象として、人事部及び上司から育児休業取得をすすめる

◎令和7年5月1日～ 全社員へ男性の育児休暇制度の周知を促す。

目標2 労働者の月平均残業時間を10時間以下にする。

＜ 対策 ＞

◎令和7年5月1日～ 全社員の平均残業時間を毎月把握し各所属長へ報告。